

【施策分野ごとの脆弱性評価結果】

個別施策分野（9分野）

① 行政機能／消防等／防災教育等

（公共施設等の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に支障を来すことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

1-1④、2-6④、3-1①

（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関とされに連携を図る必要がある。

1-1⑦、1-3⑫

（避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進）

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する必要がある。

1-1⑧

（南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直し）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直しを図り、防災対策を計画的かつ速やかに推進する必要がある。

1-1⑨、1-3⑩

（自主防災組織等や消防団の充実強化）

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し地域防災力の向上を図る必要がある。

1-1⑩、1-2②、2-3⑦、3-1⑥

（資機材の充実強化及び各種災害訓練の継続実施）

災害による死傷者を最小化するため、資機材の充実強化を推進するとともに、各種災害訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

1-2①、1-3⑧、1-4④、1-5④、4-2①

（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進）

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、広報等による防火対策の推進等を図る必要がある。

1-2③

（救助活動能力（体制、資機材）の充実向上）

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、DMATとの連携強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

1-2④

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づく

り、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

1-3①

(津波ハザードマップ等の住民周知等)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある。現在、県が津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、津波ハザードマップの作成、津波避難計画の適宜見直しなどを行い、津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

1-3⑦

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、取組を促進する必要がある。

1-3⑪

(地区防災計画の作成促進)

地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

1-3⑬、1-4⑨、2-6⑨

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

1-3⑮、2-2④

(防災拠点の整備)

大規模災害時に備えて、避難場所としてだけでなく、救援物資や防災備品等の備蓄基地及び中継基地としての機能も併せ持った防災拠点を整備する必要がある。また、この防災拠点は、自衛隊・消防・警察の後方支援基地として活用されることも念頭に、さらに万が一、市役所が被災した場合にも備えて、情報通信設備等情報発信の拠点として必要な機能の整備を行う必要がある。このため、南九州西回り自動車道に直結する機能性を生かした防災拠点施設となる新たな「道の駅（サンセット牛之浜景勝地）」の整備計画を推進する必要がある。

1-3⑱、1-5⑧、2-1⑪、2-3⑫、2-5⑪、4-3⑫

(防災情報の高度化、地域水防力の強化)

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

1-4②

(防災啓発の促進)

市や県の防災アドバイザーの活用等による市民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進していく必要がある。

1-5⑥

(受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国、県及び事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援

の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

2-1⑩、3-1⑤、4-3⑧

(行政機関の機能低下の防止)

行政機関（消防含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

2-2⑥

(災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

2-2⑦、2-3⑪、3-1⑦

(消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-3①

(消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

消防において災害対応力強化のための体制、資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

2-3④

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

2-3⑤

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

警察、消防等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る必要がある。

2-3⑧

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点や避難住民の受入れを行う避難所において、災害応急対策の指揮、情報伝達等及び避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める必要がある。

2-6②、3-1⑫

(小・中学校の避難所の老朽化対策)

避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合しているが、非常用電源などの防災機能の充実を図る必要がある。

2-6③

(BCPの見直し等)

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要があ

る。

3-1③

(市が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等)

市が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障がいや災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

3-1④

(受援計画の策定等)

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定すること等により、人的支援の受援体制を強化する必要がある。

3-1⑤

(情報伝達手段の多重化、確実化)

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に推進する。また、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ確かな災害情報の伝達が可能となるシステムへの機能向上を推進する必要がある。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やＩＴを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

5-1②

(危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

4-2②

(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める必要がある。

4-2③

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるＢＣＰ策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

6-3①

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、自治会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

6-4①

(文化財の保護管理)

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理など日々の点検を行うとともに、文化財ごとの特性に応じた保存方法を検討し実施する必要がある。施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがあるため、施設及び防災設備の点検や整備をはじめ収蔵品等の安全な場所への移動等、被災防止措置の拡充徹底と施設の耐震化を促進する必要がある。

6-4②

(災害発生時の情報発信)

災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる必要がある。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

6-6④

② 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1①、1.2⑤、2-3⑩、2-5⑦、2-7④

(造成宅地の防災・減災対策の促進)

盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握対策等を促進する必要がある。

1-1⑤

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

1-1⑥

(都市公園事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

1-1⑪、1-2⑥

(空家等の適正管理、利活用及び解体撤去の推進)

大規模地震が発生した場合、空き家の倒壊により、人的被害や避難等に支障を来すことが想定される。このため、空家等の適切な管理や利活用を推進しながら、空き家再生等推進事業を活用し、危険空家等の解体撤去を推進する。

1-1⑫

(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進)

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

1-5⑦

(水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-1①、4-4②、5-3①

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-1⑨、2-6⑧、4-4①

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

2-4④

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

6-5①

(災害時における迅速な応急仮設住宅の建設)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

6-5②

(公営住宅の住戸改善・長寿命化の促進)

災害時において、被災者の受入先として緊急的に公営住宅の使用を想定するが、老朽化が進行しているため、公営住宅等ストック総合改善事業を活用し、公営住宅の住戸改善・長寿命化を促進する必要がある。

6-5③

③ 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

1-1②、2-6⑤

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

1-3⑭、2-3⑨

(食料及び飲料水等の備蓄の推進)

本市では、既に大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備え、市備蓄計画で目

標として掲げた品目・数量等の備蓄を行っているが、必要に応じて備蓄計画の見直しを行うとともに、これを適正に管理していく必要がある。また住民及び事業者に対しても最低3日、推奨1週間分の備蓄を推進する必要がある。

2-1⑤、2-4①、4-3⑤

(流通在庫備蓄の推進)

本市では、災害時において、事業者等と食料・飲料水、生活必需品及び資機材の供給に関する協定を締結しており、災害時には必要な物資を調達・運搬できる体制を構築している。今後も必要な事項について協定を締結し、救援体制を強化していく必要がある。

2-1⑥、2-4②、4-3⑥

(備蓄物資の供給体制等の強化)

大規模災害発生時には、災害時相互応援協定を締結している自治体やその他全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受入体制の検討を進めるとともに関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。また、自治体同士が協力し合い、広域的な拠点となる広域防災備蓄倉庫の整備についても検討する必要がある。

2-1⑦、2-4③、4-3⑦

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県や関係機関と連携し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要がある。

2-1⑧

(DMA Tの受入体制整備)

災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMA T）の受入体制を整備する必要がある。

2-3⑥

(広域災害救急医療情報システム（EM I S）の活用)

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEM I Sの活用を進める必要がある。

2-5③

(ドクターヘリの活用)

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、ドクターヘリの安定的な運用について、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

2-5④

(医療救護活動における関係機関との協力体制の構築)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係機関である医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等に対して、救護所等における医療救護活動等の協力を求められるよう県・保健所と体制の構築を図る必要がある。

2-5⑤

(D P A Tの受入体制整備)

災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入体制を整備する必要がある。

2-5⑥、2-6④

(避難所運営マニュアルの更新)

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を適宜更新していく必要がある。

2-6⑥

(D C A Tの受入体制整備)

災害時に高齢者や障がい者など災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D C A T）受入体制を整備する必要がある。

2-6⑦

(福祉避難所及びその運営体制の確保)

一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する必要がある。

2-6⑩

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

2-7①

(感染症対策)

災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に必要な措置を講じる必要がある。

2-7②

(予防接種の推進)

災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。

2-7③

④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）

(企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

4-1④

(情報通信機能の耐災害性の強化等)

屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

5-1①

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る必要が

ある。

5-2①

(被災者台帳作成の事前準備の検討)

大規模災害時においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を検討する必要がある。

6-2①

(事業継続力強化支援計画に基づく取組の強化)

商工会議所と市が共同で策定し、認定を受けた事業継続力強化支援計画に基づき、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。

6-6①

⑤ 交通・物流

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に支障を来すことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1③

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に促進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を促進する必要がある。

1-3④、2-1④、2-2①、2-3②、2-5①、2-6①、4-1③、4-3④、5-4③

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期間停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる交通高速ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

2-1②、4-3①

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の係留施設・緑地・臨港道路等の整備を検討する。また、静穏度向上を図る外郭施設等の整備を検討するとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を検討する必要がある。

2-1③、2-2⑤、2-3③、2-5②、4-1②、4-3③、5-4①、6-6③

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を

図る必要がある。

2-1⑫、2-2⑨、2-5⑧、5-4④

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

2-2②

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る必要がある。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する必要がある。

2-2⑧

(食料等の物資供給の確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

4-1①、4-3②

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に支障を来すことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

5-4②

(道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に支障を来すことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

6-6②

⑥ 農林水産

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する必要がある。

1-4⑦、4-3⑪

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する必要がある。

1-4⑧

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や伐採したままの植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

1-5⑤、4-5①

(漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対

策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する必要がある。

4-3⑨

(農林道・農林道橋の防災・減災対策の推進)

農林道・農林道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

4-3⑩

(農業水利施設等の保全対策の推進)

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

4-4③

(鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、関係機関等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を一体的かつ総合的に推進する必要がある。

4-5③

(鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

4-5④

(林業就業者の確保)

森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等が必要である。

4-5⑤

(農村集落機能の維持)

農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。

4-5⑧

(農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

4-5⑨

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

5-3②

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が予想される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、こ

れに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。

5-3④

⑦ 国土保全

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

1-3②

(海岸施設の機能の検証)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

1-3③

(海岸防災林の整備)

津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、治山事業により、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

1-3⑤、4-5⑥

(水門、樋門等の操作等)

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

1-3⑥

(侵食海岸における現状の汀線防護の整備)

海岸管理者(阿久根市)が管理する港湾・漁港海岸で、高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤の海岸保全施設の新設又は改良を実施する必要がある。

1-3⑨

(浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

1-3⑬、2-2⑩、2-5⑨

(土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

1-3⑪、1-5③

(河川改修等の治水対策)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

1-4①

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速に対応できる人材育成を推進する必要がある。

1-4③

(ダム の 補強対策等の推進)

ダムの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダムの機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

1-4⑤、2-2⑪、2-5⑩

(河川管理施設の適切な管理)

異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。県有施設等の管理については阿久根市公共施設等総合管理計画において、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図るために、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

1-4⑥

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

1-4⑩

(洪水ハザードマップの作成等)

多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民への周知を促進する必要がある。

1-4⑪

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

1-5①、2-2③、4-5②

(土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害

危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

1-5②

(里山林等の保全管理)

大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る必要がある。

6-2②

⑧ 環境

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施することが重要である。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる必要がある。

4-5⑦

(浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

5-3③

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

6-1①

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが予想されるため、災害廃棄物の処理等の協力について関係機関と協定を締結し、更なる協力体制の実効性向上を図る必要がある。

6-1②

(災害廃棄物処理計画の策定)

建物の浸水や崩壊等により大量の産業廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上を図る必要がある。

6-1③

⑨ 土地利用

(地籍調査)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

6-5④